

交	00	01	5年
(令和10年3月末まで保存)			

交 企 第 3 7 2 号

令 和 4 年 1 2 月 2 1 日

交 通 部 内 所 属 長 殿
各 警 察 署 長

交 通 部 長

自動車運転代行業関係事務取扱要領の制定について

自動車運転代行業の業務に関する事務は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号）、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号）等の関係法令及び「自動車運転代行業関係事務取扱要領の制定について」（令和元年12月12日付け青警本交企第438号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、令和5年1月4日から警察行政手続サイトへ「申請書記載事項の変更の届出」が追加されることから、当該事務に係る運用を別添のとおり改正のうえ制定したので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、本通達は、令和5年1月4日から運用し、それをもって旧通達は、廃止する。

担 当 ： 安 全 教 育 係

別添

自動車運転代行業関係事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号。以下「令」という。）、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号。以下「規則」という。）等の関係法令に基づく自動車運転代行業に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 用語の定義

この要領における用語の定義は、法第2条に定めるもののほか、次に掲げるところによる。

- 1 県知事 青森県知事をいう。
- 2 公安委員会 青森県公安委員会をいう。
- 3 警察本部長 青森県警察本部長をいう。
- 4 交通部長 青森県警察本部交通部長をいう。
- 5 交通企画課長 青森県警察本部交通部交通企画課長をいう。
- 6 所轄警察署長 主たる営業所の所在地を管轄する警察署の署長をいう。
- 7 交通企画課 青森県警察本部交通部交通企画課をいう。

第3 事務取扱責任者等

1 事務取扱責任者の設置

交通企画課及び各警察署に事務取扱責任者を置き、交通企画課の事務取扱責任者には交通企画官を、各警察署の事務取扱責任者には交通官又は交通課長をもって充てる。

2 事務取扱責任者の任務

- (1) 事務取扱責任者は、自動車運転代行業関係事務の適正な処理を図るため、必要な措置を講ずるとともに、事務担当者の事務処理について管理・指導するものとする。
- (2) 事務取扱責任者は、事務担当者を指定するものとする。

第4 簿冊

1 交通企画課に備える簿冊

交通企画課に備える簿冊は、認定台帳綴、管理台帳綴、廃業業者綴、認定拒否・取消業者綴及び自動車運転代行業関係受理簿（本部）とする。

2 警察署に備える簿冊

警察署に備える簿冊は、自動車運転代行業関係受理簿、認定台帳綴、管理台帳綴及び廃業業者等綴とする。

第5 認定の申請

1 認定の申請

- (1) 法第4条に規定する認定を申請する者又は法人（以下「申請者」という。）が提出する書類は、認定申請書（規則別記様式第1号）、令第1条に規定する添付書類及び規則第5条に規定する書類（以下「認定申請書等」という。）とする。
- (2) 規則第5条第1項第1号に規定する誓約書は、自動車運転代行業者用誓約書（別記様式第1号）の提出によるものとし、規則第5条第1項第2号に規定する医師の診断書は、診断書（別記様式第2号）又は精神機能の障害により自動車運転代行業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しない者であることが明らかであるかどうかの別を記載した精神機能の障害に関する医師の診断書の提出によるものとする。

2 所轄警察署長の事務

- (1) 所轄警察署長は、認定申請書等の提出を受けたときは、記載誤り、記載漏れ、添付書類の不備等を確認した上でこれを受理し、その旨を自動車運転代行業関係受理簿（別記様式第3号。以下「受理簿」という。）に記載するとともに、認定申請書等の写しを作成し保管するものとする。
- (2) 所轄警察署長は、書類等送付書（別記様式第4号）により、認定申請書等を交通企画課長に送付するものとする。
- (3) 所轄警察署長は、下記3により交通企画課長から送付された書類等受領書（別記様式第5号）とともに、認定申請書等の写しを保管するものとする。

3 交通企画課長の事務

上記2(2)により認定申請書等の送付を受けた交通企画課長は、所轄警察署長に対し書類等受領書を送付するとともに、当該申請に係る認定台帳（別記様式第6号）を作成するものとする。

第6 審査等

1 審査

- (1) 交通企画課長は、提出された認定申請書等及び所要の照会結果を基に、認定のための審査を行うものとする。
- (2) 申請者に係る身上照会は、身上調査照会書（別記様式第7号）により行うものとする。

2 協議

交通企画課長は、審査及び照会の結果をもって、認定に関する協議書（別記様式第8号）により、申請者の認定又は認定の拒否について県知事と協議し、同意を得るものとする。

第7 認定

1 認定

交通部長は、審査及び照会の結果、申請者が自動車運転代行業の要件を満たしているものと認め、県知事の同意を得て認定するものとする。

2 交通企画課長の事務

- (1) 交通企画課長は、当該認定について、所轄警察署長に速やかに連絡するとともに、当該認定の状況を明らかにするため必要事項を記載した認定台帳の写し及び管理台帳（別記様式第9号）各1部並びに認定証（規則別記様式第2号）を書類等送付書により所轄警察署長に送付するものとする。
 - (2) 交通企画課長は、当該認定の状況を明らかにするため必要事項を記載した認定台帳、認定証の写し及び管理台帳に当該認定申請書等を添付してこれを保管するものとする。
- 3 所轄警察署長の事務
- (1) 上記2(1)により交通企画課長から認定についての連絡を受けた所轄警察署長は、この旨を速やかに申請者に通知するものとする。
 - (2) 所轄警察署長は、申請者に認定証を交付する際は、交通企画課長から送付された管理台帳に申請者の記名を得た上で交付し、交付した旨を交通企画課長に報告するものとする。
 - (3) 所轄警察署長は、交通企画課長から送付された認定台帳及び管理台帳を簿冊に編綴し、管理台帳には認定申請書等の写しを添付してこれを保管するものとする。

第8 認定の拒否

1 認定の拒否及び報告

交通部長は、審査及び照会の結果、申請者が自動車運転代行業の要件を満たしていないと認め、県知事の同意を得て認定を拒否するときは、警察本部長を経て公安委員会に報告するものとする。

2 交通企画課長の事務

- (1) 交通企画課長は、当該認定の拒否について、所轄警察署長に速やかに連絡するとともに、当該認定の拒否の状況を明らかにするため必要事項を記載した認定台帳の写し及び認定に関する通知書（別記様式第10号）を所轄警察署長に送付するものとする。
- (2) 交通企画課長は、当該認定の拒否の状況を明らかにするため、必要事項を記載した認定台帳に認定申請書等及び下記3(1)により所轄警察署長から送付された通知書等受領書（別記様式第11号）を添付し、これを認定拒否・取消業者綴に編綴して保管するものとする。

3 所轄警察署長の事務

- (1) 交通企画課長から、認定に関する通知書の送付を受けた所轄警察署長は、申請者にこれを交付して認定の拒否を通知し、当該申請者から通知等受領書を受領してこれを交通企画課長に送付するものとする。
- (2) 所轄警察署長は、交通企画課長から送付された認定台帳の写しに、認定申請書等の写しを添付し、廃業業者等綴に編綴し保管するものとする。

第9 認定証の再交付

1 亡失、滅失の届出

法第5条第5項の規定による認定証の亡失・滅失の届出及び再交付申請（以下「再

交付申請」という。)は、認定証再交付申請書(規則別記様式第3号)の提出によるものとする。

2 所轄警察署長の事務

- (1) 所轄警察署長は、認定証再交付申請書の提出を受けたときは、記載誤り、記載漏れ等について確認した上でこれを受理し、その旨を受理簿に記載し、その写しを作成するものとする。
- (2) 所轄警察署長は、書類等送付書により認定証再交付申請書を交通企画課長に送付するものとする。
- (3) 所轄警察署長は、管理台帳に必要事項を記載の上、下記3(1)により交通企画課長から送付された書類等受領書とともに、再交付申請書の写しを保管するものとする。
- (4) 所轄警察署長は、再交付に係る認定証を交付する際は、管理台帳に再交付申請者から記名を得た上で交付し、交付した旨を交通企画課長に報告するものとする。

3 交通企画課長の事務

- (1) 上記2(2)により認定証再交付申請書の送付を受けた交通企画課長は、所轄警察署長に対し書類等受領書を送付するものとする。
- (2) 交通企画課長は、再交付申請に係る再交付年月日及び再交付する認定証である旨を記載した新たな認定証を作成し、書類等送付書により所轄警察署長に送付するものとする。
- (3) 交通企画課長は、管理台帳に必要事項を記載し、再交付の状況を明らかにするとともに、認定証再交付申請書を編綴し保管するものとする。

第10 変更の届出

1 届出

法第8条の規定による変更の届出は、変更届出書(規則別記様式第4号)及び変更事項を疎明する書類又は変更内容が法第3条各号のいずれにも該当しないことを疎明する令第3条に規定する書類(以下「変更届出書等」という。)の提出によるものとする。

なお、変更する事項が認定証の書換えを要する場合は、交付を受けている認定証を添付するものとする。

2 所轄警察署長の事務

- (1) 所轄警察署長は、変更届出書等の提出を受けたときは、記載誤り、記載漏れ、添付書類の不備等について確認した上でこれを受理し、その旨を受理簿に記載するものとする。
- (2) 所轄警察署長は、管理台帳に必要事項を記載の上、変更届出書等の写しを編綴して保管するものとする。
- (3) 所轄警察署長は、書類等送付書により変更届出書等を交通企画課長に送付するものとする。
- (4) 所轄警察署長は、下記3(1)により交通企画課長から送付された書類等受領書を管理台帳とともに保管するものとする。

- (5) 所轄警察署長は、下記3(3)により交通企画課長から送付された変更事項を記載した認定証を変更届出者に交付する際は、変更届出者から管理台帳に記名を得た上で交付し、交付した旨を交通企画課長に報告するものとする。
- (6) 所轄警察署長は、管理台帳に必要事項を記載し、当該変更の届出の状況を明らかにするものとする。

3 交通企画課長の事務

- (1) 上記2(3)により変更届出書等の送付を受けた交通企画課長は、所轄警察署長に対し書類等受領書を送付するものとする。
- (2) 交通企画課長は、届出された変更事項について審査した上で、その内容について、変更届出に関する通知書（別記様式第12号）により県知事に通知するものとする。
- (3) 変更事項が認定証の書換えを要する場合、交通企画課長は、変更事項を記載した新たな認定証を作成して所轄警察署長に送付するものとする。
- (4) 交通企画課長は、管理台帳に必要事項を記載し、当該変更の状況を明らかにするとともに、変更届出書等及び返納された変更前の事項を記載した認定証を編綴して保管するものとする。

第11 認定証の返納

1 所轄警察署長の事務

- (1) 法第9条の規定による認定証の返納があったときは、認定証返納届出書（別記様式第27号）により提出するものとする。
- (2) 所轄警察署長は、認定証返納届出書の提出を受けたときは、返納事由を確認した上でこれを受理し、その旨を受理簿に記載するものとする。
- (3) 所轄警察署長は、返納事由を記載した書類等送付書により、返納に係る認定証を交通企画課長に送付するものとする。
- (4) 所轄警察署長は、管理台帳に必要事項を記載し、これを廃業業者等綴に編綴し、保管するものとする。

2 交通企画課長の事務

- (1) 上記1(3)により返納に係る認定証の送付を受けた交通企画課長は、当該認定証の記載面に朱書きで「無効」と記載した上で、当該自動車運転代行業者に係る管理台帳とともに、廃業業者綴又は認定拒否・取消し業者綴に編綴し、これを保管するものとする。
- (2) 交通企画課長は、認定証の返納に関する通知書（別記様式第13号）により、当該認定証の返納を県知事に通知するものとする。

第12 安全運転管理者等

- (1) 自動車運転代行業に係る安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）については、青森県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年5月青森県公安委員会規則第7号。以下「県規則」という。）に定めるところによるものとする。

- (2) 自動車運転代行業の認定を申請する際、自動車運転代行業を営もうとする者と安全運転管理者等が同一の場合は、規則第5条第2項に定める申請書の添付書類から住民票の写しを省略するものとする。
- (3) 県規則第3条に定める自動車の運転の管理に関する経歴を証明するものとは、運転管理経歴書（別記様式第14号）の提出によるものとする。

第13 報告及び立入検査

法第21条の規定による報告及び立入検査に関しては、自動車運転代行業の営業所への立入検査等に関する規程（平成14年5月青森県公安委員会規程第5号）に定めるところによるものとする。

第14 認定の取消し

1 聴聞

- (1) 公安委員会が、法第7条の規定による認定の取消しをしようとするときは、青森県公安委員会の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成8年12月青森県公安委員会規則第9号。以下「聴聞規則」という。）に定める手続きによるものとする。
聴聞に関する事務は交通企画課長が行い、経緯を管理台帳に記載するものとする。
- (2) 交通企画課長は、認定の取消しに係る聴聞を主宰しようとするときは、行政処分聴聞主宰伺（別記様式第15号）に取消し事由を疎明する証拠書類を添えて、警察本部長を経由して公安委員会に上申するものとする。

2 聴聞通知書の示達

- (1) 交通企画課長は、聴聞の実施決定を受けたときは、当該自動車運転代行業者に対する聴聞通知書（聴聞規則別記様式第6号）を作成し、書類等送付書により、その示達を所轄警察署長に依頼するものとする。
- (2) 聴聞通知書の示達の依頼を受けた所轄警察署長は、当該自動車運転代行業者に聴聞通知書を交付して通知書等受領書を受け、書類等送付書により交通企画課長に送付し、経緯を管理台帳に記載するものとする。

3 県知事との協議

交通部長は、認定の取消しをしようとするときは、あらかじめ認定取消しに関する協議書（別記様式第16号）により県知事と協議を行うものとする。

4 処分の決定

- (1) 交通企画課長は、県知事の同意及び聴聞の結果により、行政処分の必要があると認めるときは、行政処分決定伺（別記様式第17号）により警察本部長を経由して公安委員会に上申するものとし、法第7条の規定による認定取消しの処分を決定したときは、認定取消処分通知書（別記様式第18号）を作成し、書類等送付書により、所轄警察署長に対し、取消処分対象自動車運転代行業者への当該通知書による取消処分の通知を依頼するものとする。
- (2) 認定取消処分の通知の依頼を受けた所轄警察署長は、処分対象自動車運転代行業者にこれを交付し、当該自動車運転代行業者から通知書等受領書を受け、書類等送付書により交通企画課長に送付し、経緯を管理台帳に記載するものとする。

第15 営業の廃止、営業の停止、指示

1 弁明の機会の付与

- (1) 公安委員会が、法第22条第1項の規定による指示、法第23条第1項の規定による営業の停止及び法第24条第1項の規定による営業の廃止の処分をしようとするときは、聴聞規則の定める手続きによるものとする。

交通企画課長は、聴聞規則に基づく自動車運転代行業者に対する弁明の機会の付与に係る事務を行い、その経緯を管理台帳に記載するものとする。

- (2) 交通企画課長は、公安委員会が行う当該自動車運転代行業者への弁明の機会の付与について、これに係る弁明通知書（聴聞規則別記様式第16号）を作成し、書類等送付書により、処分対象自動車運転代行業者への当該通知書の交付を所轄警察署長に依頼するものとする。
- (3) 自動車運転代行業者が、口頭による弁明を申し出た場合は、聴聞規則に定めるところにより、口頭による弁明の機会を与えるものとする。
- (4) 弁明通知書の交付依頼を受けた所轄警察署長は、自動車運転代行業者に弁明通知書を交付して通知書等受領書を受け、交通企画課長に送付し、経緯を管理台帳に記載するものとする。

2 県知事への協議

交通部長が行う、法第23条第1項の規定による営業の停止又は法第24条第1項の規定による営業の廃止の処分に係る県知事への協議は、営業停止命令に関する協議書（別記様式第19号）又は営業廃止命令に関する協議書（別記様式第20号）により行うものとする。

3 処分の決定

- (1) 交通企画課長は、県知事の同意及び弁明の結果により、行政処分の必要があると認めるときは、行政処分決定伺により警察本部長を経由して公安委員会に上申するものとし、法第23条第1項の規定による営業の廃止、法第24条第1項の規定による営業の停止の処分を決定したときは、営業停止命令書（別記様式第21号）又は営業廃止命令書（別記様式第22号）を作成し、書類等送付書により所轄警察署長に対しその交付を依頼するものとする。
- (2) 交通企画課長は、弁明の結果により、行政処分の必要があると認めるときは、行政処分決定伺により警察本部長を経由して公安委員会に上申するものとし、法第22条第1項の規定による指示の処分を決定したときは、指示書（別記様式第23号）を作成し、書類等送付書により、所轄警察署長に対しその交付を依頼するものとする。
- (3) 営業停止命令書、営業廃止命令書又は指示書の交付の依頼を受けた所轄警察署長は、処分する自動車運転代行業者にこれを交付し、当該自動車運転代行業者から通知書等受領書を受け、書類等送付書により交通企画課長に送付し、経緯を管理台帳に記載するものとする。

4 県知事への通知

交通企画課長は、法第22条第1項の規則による指示を行った場合は、指示に関する通知書（別記様式第24号）により県知事に通知するものとする。

第16 指示に係る県知事からの通知の取扱い

1 交通企画課長の事務

交通企画課長は、県知事から法第22条第2項の規定による指示の通知に係る書面を受理した場合は、管理台帳に必要事項を記載した上、当該書面を編綴して保管するとともに、所轄警察署長に關係書類の写しを送付するものとする。

2 所轄警察署長の事務

上記1により、交通企画課長から關係書類の送付を受けた所轄警察署長は、管理台帳に必要事項を記載し、当該關係書類を編綴して保管するものとする。

第17 処分移送通知

1 法第25条第1項の規定により公安委員会が行う処分移送通知に係る事務は、交通企画課長が行うものとし、当該通知は処分移送通知書（規則別記様式第6号）によるものとする。

2 交通企画課長は、法第25条の規定により他の公安委員会から処分移送通知書の送付を受けたときは、処分対象自動車運転代行業者に対し、速やかに当該通知に係る処分の手続きを行うものとする。

なお、自動車運転代行業者の主たる営業所が公安委員会の管轄区域外に変更されているときは、交通企画課長は、上記1の措置を講ずるものとする。

第18 処分状況の管理

交通企画課長は、公安委員会が行った認定の取消し、営業の廃止、営業の停止及び指示の状況について、必要書類の写し等により明らかにしておくものとする。

第19 手数料の徴収

認定の申請、認定証の再交付及び認定証の書換えに係る手数料については、青森県自動車運転代行業認定申請手数料等徴収条例（平成14年3月青森県条例第3号）の規定によるものとし、その納入は、青森県収入証紙を手数料納付書（別記様式第25号）に貼付し、認定申請書等、認定証再交付又は申請書変更届出書等に添付して行うものとする。

第20 運転代行業務従事者の従事制限

法第14条に規定する運転代行業務従事者の従事制限については、運転代行業務従事者用誓約書（別記様式第26号）によるものとし、報告及び立入り検査の際に営業所に備え付けているか確認するものとする。

第21 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の取扱い

認定の申請等に係る添付書類の住民票の写しについては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）による個人番号の利用範囲は極めて限定的であり、本件に関して提出される住民票には個人番号

の記載は不要であることに留意すること。

なお、個人番号が記載された住民票写しの提出を受けることも考えられることから、この場合は、提出者に対し、個人番号記載部分をマスキング等の復元できない形で取り除く措置を施すよう教示し、マスキング等を行わせた上で提出させること。

第22 警察行政手続サイトの運用等について

1 対象手続

変更の届出

2 所轄警察署長の事務

- (1) 所轄警察署長は、警察行政手続サイトにより申請メールを受信したときは、変更届出書等を印刷し、受信確認メールを申請者及び交通企画課へ送信するものとする。
- (2) 受理、送付等については、第10の2を準用するものとする。
- (3) 認定証の書換えに係る手数料の徴収については、書換えの認定証を交付する際、第19に準じて徴収するものとし、その旨を受理簿に記載し、書類等送付書により手数料納付書を交通企画課長に送付するものとする。

3 交通企画課長の事務

第10の3を準用する。

第23 その他

- 1 この要領の運用開始前に作成された認定台帳、受理台帳、交付・返納台帳及び削除簿は、継続して使用するものとする。
- 2 この要領の運用に関し必要な事項は、別に定める。

誓約書

私は、現在、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条第5号に掲げる

精神機能の障害により自動車運転代行業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

に該当しないことを誓約します。

青森県公安委員会 殿

年 月 日

住所

氏名

印

診 断 書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、

精神機能の障害により自動車運転代行業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことが明らかである旨
を診断します。

年 月 日

病院所在地

病 院 名

医 師

㊞

自動車運転代行業関係受理簿 (年 月)

No. _____

番号	受理日 受理者	警察行政 手続サイト	受理事由	営業所名 (認定番号)	交通企画課 送付日	書類等 受領書 受領日	認定証等 交付
	受理日	メール受信日	<input type="checkbox"/> 認定申請 ・署受理番【 】 ・本部受理番【 】				交付日
	受理者	受信確認送信日	<input type="checkbox"/> 認定証再交付 <input type="checkbox"/> 変更届 (<input type="checkbox"/> 警察行政手続サイト) <input type="checkbox"/> 認定証返納 <input type="checkbox"/> 手数料納付書	()			担当者
	受理日	メール受信日	<input type="checkbox"/> 認定申請 ・署受理番【 】 ・本部受理番【 】				交付日
	受理者	受信確認送信日	<input type="checkbox"/> 認定証再交付 <input type="checkbox"/> 変更届 (<input type="checkbox"/> 警察行政手続サイト) <input type="checkbox"/> 認定証返納 <input type="checkbox"/> 手数料納付書	()			担当者
	受理日	メール受信日	<input type="checkbox"/> 認定申請 ・署受理番【 】 ・本部受理番【 】				交付日
	受理者	受信確認送信日	<input type="checkbox"/> 認定証再交付 <input type="checkbox"/> 変更届 (<input type="checkbox"/> 警察行政手続サイト) <input type="checkbox"/> 認定証返納 <input type="checkbox"/> 手数料納付書	()			担当者
	受理日	メール受信日	<input type="checkbox"/> 認定申請 ・署受理番【 】 ・本部受理番【 】				交付日
	受理者	受信確認送信日	<input type="checkbox"/> 認定証再交付 <input type="checkbox"/> 変更届 (<input type="checkbox"/> 警察行政手続サイト) <input type="checkbox"/> 認定証返納 <input type="checkbox"/> 手数料納付書	()			担当者
	受理日	メール受信日	<input type="checkbox"/> 認定申請 ・署受理番【 】 ・本部受理番【 】				交付日
	受理者	受信確認送信日	<input type="checkbox"/> 認定証再交付 <input type="checkbox"/> 変更届 (<input type="checkbox"/> 警察行政手続サイト) <input type="checkbox"/> 認定証返納 <input type="checkbox"/> 手数料納付書	()			担当者

年 月 日

殿

書類等送付書

自動車運転代行業に係る下記の書類を送付する。

記

1 申請者等、自動車運転代行業者の氏名・名称	・ (法人の場合、代表者の氏名)
2 主たる営業所の所在地	
3 書類の種別	認定申請書等 認定証再交付申請書 変更届出書等 手数料納付書 (□警察行政手続サイト)
	返納認定証 ※ 下記4記載
	認定に係る通知書 注意書 指示書 営業停止命令書 営業廃止命令書
	聴聞通知書 弁明通知書 ※ 要通知書等受領書徴収
	通知書等受領書
4 認定証の返納事由	法第9条第1項 ～ 廃業 認定の取消し 再交付後発見等
	法第9条第2項 ～ 認定者の死亡 法人の合併による消滅
5 受理等年月日	年 月 日
6 送付年月日	年 月 日
7 送付取扱者	係 職・階級 氏名

※ 3及び4は、該当するものを○で囲むこと。

年 月 日

警察署長 殿

交通企画課長

書類等受領書

自動車運転代行業に係る下記の書類を受領した。

記

1 申請者等、自動車運転代行業者の氏名・名称	・ (法人の場合、代表者の氏名)
2 主たる営業所の所在地	
3 書類の種別	認定申請書等 変更届出書等 手数料納付書 認定証再交付申請書 返納認定証
4 受領年月日	年 月 日
5 受領取扱者	係 職・階級 氏名

※ 3は、該当するものを○で囲むこと。

認 定 台 帳

申請者	住 所						
	氏名・名称	・					個人 ・ 法人
	法人の代表者			連 絡 先			
受 理 等	受理警察署			受理日	. .		警察署受理番号
	書類等送付	/		書類等受領	/		
	交通企画課受理番号				番号交付	/	
	書類等受領書送付	/		書類等受領書受理	/		
審 査 等	手数料処理	/		総合照会	/		
	身上照会	/		(回答受理)	/		
	G照会	/		(回答受理)	/		
	協議	/		(回答受理)	/		
	処理起案	/		決 裁	/		審査結果 認定 拒否
認 定	認 定 番 号						
	認定の連絡	/			認定の通知	/	
	認定証作成	/			認定証送付	/	
	認定証受理	/			認定証交付	/	
	交付の連絡	/			交付の連絡受理	/	
拒 否	通知書作成	/			通知書送付	/	
	通知書受領	/			通知書交付・受領書徴収	/	
	受領書の送付	/			受領書の受理	/	
通知書は「認定に関する通知書」(別記様式第10号)をいう。							

- ※ 太枠内は、交通企画課における事務である。
- ※ 日付及び担当者がわかるよう記載すること。

長 殿

青森県公安委員会 印

身 上 調 査 照 会 書

下記の者について、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第3条に規定する自動車運転代行業の要件の審査に際し、身上調査の必要がありますので、別添の身上調査照会回答書記載事項を調査の上、各欄に記入して回答願いたく照会します。

なお、本籍、氏名等に多少の相違があっても、同一人であると思われるときは、その旨を備考欄に記載し、その者につき各欄に記入願います。

また、該当者がいないときは、その旨を備考欄に記入願います。

本籍が移動しているときは、移動先の市区町村役場へ転送願います。

記

1 本籍

2 氏名

3 生年月日、性別

年 月 日生 （ 男 ・ 女 ）

4 備考

照会者の所在地

照会担当者

印

（電話 ）

年 月 日

青森県公安委員会 殿

長 印

身 上 調 査 照 会 回 答 書

次の者に係る身上調査照会書（ 年 月 日付け 第 号）に
ついて、下記のとおり回答します。

記

1 本籍

2 住所

3 氏名

4 生年月日、性別

年 月 日生（男・女）

5 前科

有（別紙記載のとおり） ・ 無

6 破産の有無

有 ・ 無

7 備考

照 会 担 当 者	印	市 区 町 村 取 扱 担 当 者	印
-----------	---	-------------------	---

別紙

前 科 (氏名)

言 渡 年 月 日	確 定 年 月 日	裁 判 所	罪 名	刑 の 種 別 刑 期 金 額 等	恩 赦、 刑 の 執 行 停 止 の 有 無

第 号
年 月 日

認 定 に 関 す る 協 議 書

殿

青森県公安委員会 印

年 月 日、別添1（認定申請書の写し）のとおり、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第1項の規定による認定の申請があったので、同条第4項の規定に基づき、別添2（国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第2条に定める書類の写し）の書類を添えて協議します。

意見があれば、年 月 日までに、文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

1 申請者の氏名又は名称

2 予定している処分の内容

3 理由

取扱者の氏名及び連絡先

別記様式第9号

管 理 台 帳

認定番号		認定日		警察署	
住 所					
氏名・名称	個人 ・ 法人				
連 絡 先		法人の担当者			

認定証受領者署名押印		安全運転管理者 証等の受領印等	
------------	--	--------------------	--

認定証再交付	申請書受理	/	書類等送付	/	書類等受理	/
	書類等受領書送付	/	書類等受領書受理	/	手数料処理	/
	認定証作成	/	認定証送付	/	認定証受理	/
	認定証交付	/	受領者署名・押印			
	交付の連絡	/	交付の連絡受理	/		

変更 (要認定証書換)	変更届受理	/	書類等送付	/	書類等受理	/
	変更前認定証確認	/	書類等受領書送付	/	書類等受領書受理	/
	手数料処理	/	変更処理	/	通 知	/
	認定証作成	/	認定証送付	/	認定証受理	/
	認定証交付	/	受領者署名・押印			
	交付の連絡	/	交付の連絡受理	/		

認定証返納	返納受理	/	返 納 者	(続柄)		
	返納理由				認定証送付	/
	認定証受理	/	処 理	/	通 知	/

- ※ 太枠内は、交通企画課における事務である。
- ※ 日付及び担当者がわかるよう記載すること。

処分	処分の種別	認定取消	廃止	停止	指示	注意
	処分の上申	/	/	/	/	/
聴聞日時・場所	/					
弁明期限		/	/	/	/	
弁明通知書作成	/	/	/	/	/	
弁明通知書送付	/	/	/	/	/	
通知書受理	/	/	/	/	/	
通知書交付・受領書徴収	/	/	/	/	/	
受領書送付	/	/	/	/	/	
受領書受理	/	/	/	/	/	
県知事との協議	/	/	/	/		
回答受理	/	/	/	/		
処分決定日	/	/	/	/	/	
処分内容						
県知事への通知	/	/	/	/	/	
通知書・命令書等送付	/	/	/	/	/	/
通知書・命令書等受理	/	/	/	/	/	/
通知書・命令書等交付	/	/	/	/	/	/
受領書送付	/	/	/	/	/	/
受領書受理	/	/	/	/	/	/

- ※ 太枠内は、交通企画課における事務である。
- ※ 日付及び担当者がわかるよう記載すること。

そ
の
他

(違反メモ、処分移送関係、指示通知の受理・処理等)

第 号

認 定 に 関 す る 通 知 書

住 所

氏名又は名称

殿

年 月 日付で申請のあった自動車運転代行業の認定については、
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に関する法律第3条の規定により認定
しないこととしたので通知します。

理由

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 印

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県公安委員会（青森県警察本部交通部交通企画課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

青森県公安委員会 殿

営業所名

法人の場合、役職

住 所

氏 名

㊟

通 知 書 等 受 領 書

下記の書類については、確かに受領しました。

記

1 書類の種別

(年 月 日付け 第 号)

2 備考

担当者

係

職・階級

氏名

備考 氏名欄の記載について、受領者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

第 号
年 月 日

変 更 届 出 に 関 す る 通 知 書

殿

青 森 県 公 安 委 員 会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により、以下のとおり変更の届出がされたので、変更届出書の写しを添えて、同条第2項に基づき通知します。

1 変更の届出を行った自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 変更事項等

別添（変更届出書の写し）のとおり。

取扱者の氏名及び連絡先

第 号
年 月 日

認定証の返納に関する通知書

殿

青森県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第9条第 項の規定により、以下のとおり認定証が返納されたので、当該認定証の写しを添えて、同条第3項に基づき通知します。

1 認定証を返納した自動車運転代行業者

(1) 認定年月日

(2) 認定証番号

(3) 氏名又は名称

(4) 住所

2 返納年月日

年 月 日

3 認定証を返納した理由

取扱者の氏名及び連絡先

運 転 管 理 経 歴 書

本 籍 (国 籍)			
住 所			
氏 名	年 月 日生		
運 転 管 理 経 歴			
職 名	職 務 内 容	運 転 管 理 経 歴	証 明
		年 月から 年 月まで 年 月間	
		年 月から 年 月まで 年 月間	
		年 月から 年 月まで 年 月間	
		年 月から 年 月まで 年 月間	
		年 月から 年 月まで 年 月間	
運 転 免 許			
免 許 種 別	取 得 年 月 日	交 付 公 安 委 員 会	

別記様式第15号

公安委員会				本部長	交通部 通長	交通企 画課長	交通部 管理官	交通 企画官	補佐
委員長		委員		委員					

起案	年 月 日 所屬・職・氏名	㊟
----	---------------	---

行政処分聴聞主宰伺

聴聞期日	年 月 日 時 分から		
聴聞場所			
被聴聞者 (法人の 場合は 代表者)	本籍		
	住所		
	ふりがな		
	氏名 生年月日	年 月 日生	
営業種別		名称	
営業所所在地			
認定及び 年月日 番号	第	年 月 日 号	公安委員会
処分事由並びに 適用法令			
証拠書類			
稼働年数	年	従業員数	人
行政処分歴		前科・前歴	
情状意見			
量定意見			

第 号
年 月 日

認 定 取 消 し に 関 す る 協 議 書

殿

青 森 県 公 安 委 員 会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項の規定により、以下のとおり認定の取消しを行う予定であるので、同条第2項の規定に基づき協議します。

意見があれば、年 月 日までに、文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

1 認定取消しの対象となる自動車運転代行業者

(1) 認定年月日

(2) 認定証番号

(3) 氏名又は名称

(4) 住所

2 認定取消しの理由

取扱者の氏名及び連絡先

別記様式第17号

公安委員会					本部長	交通部 長	交通企 画課長	交通部 管理官	交通 企画官	補佐
委員長		委員		委員						

起案	年 月 日 所属・職・氏名	㊟
----	---------------	---

行政処分決定伺

年 月 日主宰の（ 聴聞 ・ 弁明 ）の結果に基づき、次のとおり行政処分を決定してよろしいかお伺いします。

記

被処分者の住所、氏名及び年齢	営業種別	処分事由	処分別

第 号

認 定 取 消 処 分 通 知 書

認 定 年 月 日

認 定 証 番 号

住 所

氏名又は名称

殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項の規定により、自動車運転代行業の認定を取り消したので通知します。

理由

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 印

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県公安委員会（青森県警察本部交通部交通企画課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号
年 月 日

営 業 停 止 命 令 に 関 する 協 議 書

殿

青 森 県 公 安 委 員 会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項
第25条第2項第2号 の規定に

より、以下のとおり営業停止命令を行う予定であるので協議します。

意見があれば、 年 月 日までに、文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

1 営業停止命令の対象となる自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 営業停止命令の内容等

別紙のとおり

取扱者の氏名及び連絡先

別紙

命 令 年 月 日 (予 定)	年 月 日
営業停止命令の内容	
営業停止命令を行う理由	
その他参考事項	

※ 「その他参考事項」欄には、例えば、当該自動車運転代行業者の過去の指示歴、前歴の回数等を記載すること。

第 号
年 月 日

営 業 廃 止 命 令 に 関 す る 協 議 書

殿

青 森 県 公 安 委 員 会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第24条第1項 第25条第2項第3号 の規定に

より、以下のとおり営業停止命令を行う予定であるので協議します。

意見があれば、 年 月 日までに、文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

1 営業廃止命令の対象となる者

2 営業廃止命令の内容

取扱者の氏名及び連絡先

第 号

営 業 停 止 命 令 書

住 所

氏名又は名称

殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項 第25条第2項第2号 の規定に

より、以下のとおり自動車運転代行業の停止を命じます。

1 営業停止の範囲

2 営業停止の期間

年 月 日から

日間

年 月 日まで

3 理由

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 印

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県公安委員会（青森県警察本部交通部交通企画課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号

営 業 廃 止 命 令 書

住 所

氏名又は名称

殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第24条第1項
第25条第2項第3号 の規定に

より、下記の理由により自動車運転代行業の廃止を命じます。

理由

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 印

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県公安委員会（青森県警察本部交通部交通企画課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号

指 示 書

住 所

氏名又は名称

殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第22条第1項 第25条第2項第1号 の規定に
より、以下のとおり指示します。

指示事項

理由

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 印

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県公安委員会（青森県警察本部交通部交通企画課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号
年 月 日

指 示 に 関 す る 通 知 書

殿

青森県公安委員会 印

年 月 日、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

第22条第1項
第25条第2項第1号 の規定により、以下のとおり指示を行ったので通知します。

1 指示を行った自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日

- (2) 認定証番号

- (3) 氏名又は名称

- (4) 住所

2 指示事項等
別紙のとおり

取扱者の氏名及び連絡先

別紙

指 示 年 月 日	年 月 日
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	
そ の 他 参 考 事 項	

※ その他参考事項欄には、当該自動車運転代行業者の行政処分歴、現在の累積点数等を記載すること。

年 月 日

青森県公安委員会 殿

手数料納付書

青森県自動車運転代行業認定申請手数料等徴収条例（平成14年3月27日青森県条例第3号）の規定に基づき、手数料を納入します。

氏名・名称	(認定番号 第 号)
手数料の種別	<input type="checkbox"/> 自動車運転代行業認定申請手数料 <input type="checkbox"/> 自動車運転代行業認定証再交付手数料 <input type="checkbox"/> 自動車運転代行業認定証書換え手数料
青森県収入証紙 ちょう付欄	
記載上の注意	1 該当する□をチェックしてください。 2 個人の場合、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができます。

誓 約 書

私は、現在、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第14条第1項各号に掲げる

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の規定により、若しくは道路運送法若しくは道路交通法の所定の規定に違反し、若しくは道路交通法の所定の規定による命令に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 最近2年間に自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の所定の規定による命令に違反する行為をした者
- 4 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第1条で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 精神機能の障害により自動車運転代行業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

